

開示しない部分並びに根拠規定及び当該規定を適用する理由

仕雑簿			
付番	開示しない部分	根拠規定	理由
①	乗務員のエリ番	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、他の情報との照合により、特定の個人を識別することができるおそれがあるため
②	氏名及び氏名がわかる印影の表示	東京都情報公開条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため
③	休暇等の表示や休業退職者の復帰に伴う業務等の表示	東京都情報公開条例第7条第2号	公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため
④	苦情処理内容の表示	東京都情報公開条例第7条第6号	第三者に開示されるとなると、職員は今後苦情処理委員に対して苦情申出を躊躇し、苦情処理制度の運用に支障を及ぼすおそれがあるため
⑤	退職者名及び退職理由の表示	東京都情報公開条例第7条第2号	公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため

乗務記録			
付番	開示しない部分	根拠規定	理由
①	エリ番	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、他の情報との照合により、特定の個人を識別することができるおそれがあるため
②	支部長、副支部長、会計の氏名	東京都情報公開条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため
③	出勤時間	東京都情報公開条例第7条第6号	公にすることで、特定の乗務員に対し、業務外の目的で接触を図ろうとする行為や業務に関係のない問合せが増えるおそれがあり、運行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
④	乗車時刻	東京都情報公開条例第7条第6号	公にすることで、特定の乗務員に対し、業務外の目的で接触を図ろうとする行為や業務に関係のない問合せが増えるおそれがあり、運行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
⑤	降車時刻	東京都情報公開条例第7条第6号	公にすることで、特定の乗務員に対し、業務外の目的で接触を図ろうとする行為や業務に関係のない問合せが増えるおそれがあり、運行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
⑥	「記事」欄中にある休暇の種類	東京都情報公開条例第7条第2号	休暇等の表示は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため
⑦	「その他」欄中にある記事	東京都情報公開条例第7条第2号	当該記事を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため